

生活福祉資金 貸付制度のご案内

貸付主体 (福) 埼玉県社会福祉協議会

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのため継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金							
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	12月以内	最終貸付日から 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子	原則必要
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸 契約を結ぶ費用	40万円以内	—	貸付の日(生活支 援費と合わせて貸 付をしている場合 は、生活支援費の 最終貸付日)から 6月以内		連帯保証人が いない場合は 据置期間 経過後 年1.5%	ただし、連帯 保証人なしで も貸付可
一時生活再 建費	生活再建のため一時的に 必要で、日常生活費を賄 うための費用	60万円以内	—				
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用							
	生業、住宅の増改築・補 修等、技能習得、障害者 用自動車や福祉用具等の 購入、療養経費、災害後 の臨時必要経費、冠婚葬 祭費、住居の移転等	※貸付の内容によっ て限度額が異なり ます	—	貸付の日(分割に よる交付の場合に は最終貸付日)から 6月以内	据置期間 経過後 3年~20年 以内 ※貸付の内容 により異なり ます	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過 後年1.5%	原則必要 ただし、連帯 保証人なしで も貸付可
緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用							
	医療費・介護費の支払等 や給与等の盗難・紛失等 により臨時の生活費、年 金・公的給付等の支払開 始までの生活費等	10万円以内	—	貸付の日から 2月以内	8月以内	無利子	不要
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
教育支援費	低所得世帯に属する者が 高等学校、大学又は高等 専門学校に就学するのに 必要な経費	(高校)月35,000円以内 (高専)月60,000円以内 (短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	—	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が 高等学校、大学又は高等 専門学校への入学に際し 必要な経費	50万円以内					
4 不動産担保型生活資金							
不動産担保 型生活資金	低所得の高齢者世帯に対 し、一定の居住用不動産 を担保として生活資金を 貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死 亡時までの 期間又は貸 付元利金が 貸付限度額 に達するま での期間	契約の終了後 3月以内	据置期 間 終了時	年3%、又は 長期プライム レートのい ずれか低い 利率	必要 ※推定相続 人の中から 選任
要保護世帯 向け不動産 担保型生活 資金	要保護の高齢者世帯に対 し、一定の居住用不動産 を担保として生活資金を 貸し付ける資金	・居住用不動産の評 価額の7割程度 (集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲 内(生活扶助額の 1.5倍以内)					不要